

法務省政策評価懇談会（第62回）議事要旨

1. 日 時

令和2年10月21日（水）～10月26日（月）

2. 場 所

持ち回り審議による

3. 構成員

＜政策評価懇談会構成員＞

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長) 篠 塚 力	弁護士
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

4. 議 題

規制の事前評価書（案）について

5. 概 要

規制の事前評価書（案）について、各委員から意見を聴取した。

6. 主な意見・指摘等

別添「規制の事前評価書（案）に関する意見等に対する回答」のとおり

規制の事前評価書(案)に関する意見等に対する回答

No.	委員	規制名	該当箇所	質問・意見	回答
1	朝日委員	入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備	2ページ 2直接的な費用の把握 ③「遵守費用」は金銭価値化	国民の「遵守費用」については記載されているが、当該規制の拡充により実効的な違反調査手続を行うことができた(=便益)場合、国費負担の送還費用などの行政費用も増加すると思われるが、そのような費用増加は該当しないのでしょうか。	入国警備官による違反調査の実効性向上により、より効率的な摘発の実施が可能になると思われませんが、退去強制対象者のうち、国費負担により送還する者は限定的であるため、御指摘の行政費用の増加も限定的なものと思われま。
2	朝日委員	入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備	5ページ ⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。	No.1と同様の理由により、また明示的に「間接的な影響」ともあることから、実効的な違反調査手続の検証とともに、関連する直接・間接の行政費用のモニタリングを含める必要があるのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、施行後の費用面も含めた運用状況を適切に把握してまいります。
3	伊藤委員	入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備	①事前評価書のP1 規制の名称 ②事前評価書のP1	概ねこの内容でよろしいと思います。細かい表記上のことですが、以下指摘させていただきます。 意見: ①規制の名称が、「入国警備官の違反調査…」と読めてしまう(警備官が違反?)ので、「入国警備官による違反調査権限」とした方がよいのでは。(決定事項かもしれませんが) ②「近時の社会の情報化」という表現でよいか。デジタル化も含まれるのではないか。	①御指摘を踏まえ、「入国警備官の違反調査権限」を「入国警備官による違反調査の権限」と修正いたしました。 ②御指摘を踏まえ、「近似の社会の情報化・デジタル化」という表現に修正いたしました。
4	井上委員	入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備	全般	○入国警備官の違反調査をより実効的に行うために必要な施策であると考える。	○御意見を踏まえて、適切に対応いたします。
5	大沼委員	入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備	3直接的な効果(便益)の把握	規定の整備内容自体については意見、質問はない。ただ、評価方法として、定量化、特に便益の金銭価値化をどのような方法とするのが不明であるので、その方法を教えていただきたい。	本施策は、実効的な違反調査を可能とし、適正な退去強制手続を確保することで安心・安全な社会の実現に寄与するものであるため、これによってもたらされる便益は社会秩序の維持の見地から重要であると考えておりますが、他方で、このような性質の便益を金銭価値化することは困難であると考えております。
6	篠塚委員	入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備	1 規制の目的、内容及び必要性	本年8月28日、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会第88回会期において、東日本入国管理センターで長期収容された外国籍の難民申請中の男性2名(収容期間はそれぞれ通算4年7か月以上と5年1か月以上)の個人通報に対し、2名の収容が恣意的拘禁に該当し、自由権規約9条等に違反するという意見を採択しています。日本の入管収容について作業部会が意見を採択するのは、今回が初めてです。 同意見は、①出入国管理に伴う無期限の収容は自由権規約9条(1)に違反すること、②司法審査を受ける機会が与えられなかったことは自由権規約9条(4)に違反することを指摘して、恣意的拘禁に当たると結論付けています。日本政府は、これまで入管収容に関し、法律にしたがって収容しているもので恣意的拘禁には当たらず、また、在留資格がない者に対し、送還の確保とともに、その在留活動を禁止する趣旨から、原則として収容がなされるべきであると主張してきたものですが、その主張は拒けられたこととなります。今回の「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」には、これらの点に対する措置がなされていないようです。国際化への対応として、特に来年3月に京都で開催されるコンgresに向け、①②いずれについても、早急な措置が必要ではないのでしょうか。	出入国在留管理庁としては、御指摘の作業部会の御意見等の内容については十分な精査をし、また、送還忌避や長期収容の問題に関する様々な御意見にも耳を傾けながら、これからの我が国にふさわしい出入国在留管理制度の実現に向けて、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えています。

No.	委員	規制名	該当箇所	質問・意見	回答
7	宮園委員	入国警備官の違反調査権限に係る規定の整備	2頁	電磁的記録等に係る証拠押収における適正手続きというか、電磁記録所有者に対する許諾やどの情報を押収するのか等については、どのようになっているのか 電磁記録等における「等」についてどんなものを想定しているのか？	差押え又は記録命令付差押えにつきましては、人の私生活、住居等の平穩等に関する権利を侵害して行われるものであることを考慮し、裁判官があらかじめ発し、差し押さえるべき電磁的記録等を明示した許可状が必要とされています。また、入国警備官は、容疑者以外の者が保管する電磁的記録に係る差押え又は記録命令付き差押えの許可状を請求するに際して所要の資料を添付しなければならないこととしています。 さらに、許可状の執行を受ける者に処分の内容を了知させるため、許可状をその者に提示しなければならないこととされています。 また、お尋ねの「電磁的記録等」における「等」は、例えば偽造在留カードが封入されたレターパックといった「郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取扱う者が保管し、又は所持するもの」を想定しています。 本施策では、電磁的記録に係る証拠収集手続きに係る規定とともに、こうした郵便物等を差押えられるようにするための規定を整備することとしております。
8	朝日委員	監理措置制度における監理人の義務	6ページ ⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。	3ページの直接的な効果(便益)の記載にある通り、「人権に配慮しつつ適正な退去強制手続を実現すること」の費用対効果は大きいと考えられるが、監理人が負担することになる費用増加については新設の規制影響でありモニタリングの必要があるのではないか。その手法について検討可能なものがありますでしょうか。	監理人の負担については、御指摘を踏まえ、費用面も含めた施行後の運用状況を適切に把握してまいります。
9	伊藤委員	監理措置制度における監理人の義務	①②事前評価書のP2 ③事前評価書のP1	概ねこの内容でよろしいと思います。細かい点ですが、以下指摘させていただきます。 質問： ①[規制の内容] 被監理者に対する指導及び監督も義務付けられるということで、よいか？ ②同上 「適正な退去強制手続について実現」とあるが、「適正な」とは？ また「実現」とは手続を踏むということか？ 意見： ③「1規制の目的、内容及び必要性」①についての最後の段落、「その結果、収容を継続しない限り、」の文章で、「収容を継続しない限り、」は要らないのではないかと。	①御指摘のとおり、監理措置に付される条件の遵守の確保のために必要な範囲において、被監理者の状況の把握、被監理者に対する指導及び監督を行うことが監理人の責務として求められることとしています。 ②「適正な退去強制手続の実現」とは、送還すべき退去強制対象者について、適正な手続保障の下で人権に配慮しつつ、確実に送還することを意味します。 ③収容に代替する措置である監理措置を新設しない場合は、逃亡や不法就労活動等を抑止する手段としては収容によるほかないこととなります。そのような趣旨で、「収容を継続しない限り、」との記載をしたものです。
10	井上委員	監理措置制度における監理人の義務	全般	○質問です。今回の施策の趣旨が、「長期収容の防止」ということであれば規制強化には当たらない気がしますが、いかがでしょうか。 ○今回の施策が規制であるという前提に立った場合、施策の効果を見るとこの施策は妥当であると考えます。ただし、監理人の負担に対しての配慮も一定程度必要であると思われる。	○ 法案では、国籍を問わず監理人になることが可能であり、監理人には届出等の義務が課されることとなるため、規制強化に該当すると考えています。 ○ 御意見を踏まえて、適切に対応いたします。

No.	委員	規制名	該当箇所	質問・意見	回答
11	大沼委員	監理措置制度における監理人の義務	全般	<p>①52条の2の収用に代わる監理措置の期間は「送還可能のときまで」となるのか。そうであるとすると「送還可能のとき」とは具体的にはどのような時をいい、また、誰がどのようにして判断するのか。</p> <p>②放免することが相当と認めるときは、監理措置に付される者に対し、300万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させるとある。放免することが相当と認めるとは、強制送還の際の旅費を工面できない者をいうのではないのか(誤解の可能性あり)、仮にそうだとすると、そのような者に保証金を納付させるといふのは無理があるのではないのか。</p> <p>③監理人となるものについて具体的にはどのような者が監理人となることを想定しているのか。また、この監理人に対する監督は、報告義務を課すだけで十分であろうか。</p>	<p>① 前段については、御指摘のとおりです。 後段については、入管法第52条第3項において、入国警備官は速やかに退去強制令書が発付された者を送還しなければならない旨が定められており、このことは、監理措置に付された者においても変わるものではありません。 したがって、客観的に送還が可能となれば、入国警備官において速やかに退去強制令書を執行し、その者を送還しなければならないこととなります。</p> <p>② 監理措置決定は、逃亡のおそれ等を考慮して退去強制対象者の身柄を拘束せずに手続を進めるものであり、当該者の資力を監理措置決定の要件とするものではありません。また、改正法案第52条の2の監理措置に付する者の対象としては、例えば難民認定申請中の者や退去強制令書発付処分取消訴訟を提起している者などが想定されること、このような者のうち相当数は保証金を納付する能力を有しているものと考えております。</p> <p>③ 前段については、例えば、被監理者の親族、知人、支援者等を監理人として選定することを想定しております(自然人に限るものではありません。) 後段については、監理人の質を担保するため、監理人が任務を適切に遂行していただけない場合には監理措置決定を取り消す(改正法案第44条の3第6項(第52条の3第6項において準用される場合を含みます。))ほか、そのような方は再び監理人として選定しないものとするなど、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
12	篠塚委員	監理措置制度における監理人の義務	1 規制の目的、内容及び必要性	<p>逃走防止用の電子アンクレット等の電子機器の採用は検討されていますか。この装置の採用により、監理人の負担も軽減されるとともに、身体拘束を解かれる対象者が増し、国の費用負担も軽減されるのではないのでしょうか。逃走防止用の電子機器の費用は対象者が負担することが前提です。</p>	<p>現時点においては、御指摘のような電子アンクレット等の採用は検討していません。</p>
13	篠塚委員	監理措置制度における監理人の義務	1 規制の目的、内容及び必要性	<p>監理人に対して重い義務を課すことになるわけなので、適切な報酬の支払いが必要となると考えられますが、その点はどのように検討されているのでしょうか。</p>	<p>御指摘を考慮しつつ、義務が課される監理人へ、同義務についての必要な教示や情報提供等のサポート体制の在り方について、適切な対応を検討してまいります。</p>
14	篠塚委員	監理措置制度における監理人の義務	1 規制の目的、内容及び必要性	<p>監理措置の審査期間はどのように想定されていますか。この監理措置について、行政手続法に準拠して、標準処理期間の定めを置くべきかと思えます。いかがお考えでしょうか。</p>	<p>監理措置決定に係る審査については、外国人の出入国に関する処分(行政手続法第3条第1項第10号)であり、同法第6条(標準処理期間)の規定が適用されないことから、標準処理期間を法律に規定することは予定していません。</p>
15	宮園委員	監理措置制度における監理人の義務	全般	<p>監理人というのは、刑事政策でいう「保護観察制度」のようなもの、という理解でよいか？ その場合、保護司のような人や、監理人の権限の範囲や内容はどのようになっているのか？ 遵守事項のような規定も想定しているのか？</p>	<p>監理措置は、対象者を社会内で起居させる前提として、その逃亡等を防止するため、監理人の監理に付す制度としています。</p> <p>監理人には、本人の出頭を確保する等の目的に必要な範囲で、被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督をするほか、被監理者からの相談に応じ、各種の支援・援助を行うよう努めていただくこととしております。</p> <p>なお、監理措置に付される者に対しては、逃亡等を防止するために必要と認められる条件(監理措置条件)が付されることとしております。</p>